

入 札 説 明 書

平成29年8月2日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品 名 簡易型電子線量計システム
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 一式
- (4) 納入期限 平成30年3月16日
- (5) 納入場所 仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（Q04理化学・計測機器）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2（1）に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。)を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 平成29年8月9日(水) 12時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ(青森県庁舎東棟1階)

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 平成29年8月2日から同月21日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 平成29年8月8日(火) 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 平成29年8月22日(火) 14時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(参考様式1参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書(第6条(B)を除く。)を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL(アドレス)から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれが

ないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎東棟1階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 総括主幹 川崎 了

電話 017-734-9099

(別紙) 入札書参考書式

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

(委任代理人

⑨)

入 札 書

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
(税抜)									

品 名 簡易型電子線量計システム

数 量 一式

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1号様式

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	平成29年8月2日
品 名	簡易型電子線量計システム
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

⑩

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成29年8月2日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 簡易型電子線量計システム

2 業者番号及び等級格付

(業者番号： 、等級格付：)

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 同条第2項に規定する要件に該当していないこと。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

- 2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

平成29年8月2日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 品名 簡易型電子線量計システム
- 過去5年間の納入実績（同一の種類の商品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

- 添付書類
契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

殿

青森県出納局会計管理課長 印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 品名

簡易型電子線量計システム

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、書面を持参し説明を求められます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(参考様式1)

委 任 状

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 簡易型電子線量計システム

入札（見積り）期日 平成29年8月22日（火）

入札（見積り）場所 県庁東棟1階 出納局会計管理課入札室

簡易型電子線量計システム

仕様書

青 森 県

仕様書確認



目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 契約の範囲	1
3 整備機器	1
4 納入場所	1
5 適用法令等	1
6 提出書類	2
7 仕様書に関する疑義の取扱い	2
8 承認仕様書	2
9 関係官庁等への書類提出手続き	2
10 契約の履行	2
11 検査等	2
12 保証	3
13 技術指導等	3
14 費用弁償等	3
15 納入期限	3
16 秘密の保持	3
第2章 一般指定事項	
1 構造の条件	4
2 温度・湿度の条件	4
3 電氣的条件	4
4 塗装	4
5 標示	4
第3章 機器仕様	
1 概要	5
2 機器構成	5
3 機器仕様	5

第 1 章 総 則

1 目的

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故以降、原子力災害対策指針が見直され、原子力施設から概ね 30km の範囲について緊急防護措置を準備する地域(以下、「UPZ」という。)が設定され、防護措置の判断基準(以下、「OIL」という。)に基づき避難や屋内退避等の判断が行われることとなった。

OIL による判断は、実測データに基づいて行われるため、防護措置の実施に係る指示が発出される単位となる地域ごとに空間放射線量率を測定することが求められている。

本仕様書は、緊急時における防護措置実施の判断のため、UPZ 圏内の空間放射線量率を連続測定することを目的として整備する、簡易型電子線量計の仕様を定めるものである。

2 契約の範囲

本事業の契約範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 本設備の設計・製作
- (2) 本設備の納入
- (3) 本設備の据付及び配線作業(簡易型電子線量計については設置作業等含む)
- (4) 本設備の調整、試験、検査
- (5) 本設備の操作、運用に係る教育訓練及び技術指導
- (6) 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムとの接続調整、通信試験
- (7) 申請書類等の手続き

3 整備機器(詳細は第 3 章 機器仕様 2 機器構成のとおり)

- (1) 簡易型電子線量計 19 台
- (2) データ収集サーバー

青森県原子力センター及び青森県環境保健センターに設置している既設のデータ収集サーバーに簡易型電子線量計のデータを収集可能とすること。ただし、既設のデータ収集サーバーでのデータ収集が困難である場合には、新たにデータ収集サーバー(2台)を整備すること。

4 納入場所

- (1) 書類の提出先は、青森県原子力安全対策課(青森市長島一丁目1-1)とする。
- (2) 各機器の納入場所は別紙のとおりとする。

5 適用法令等

本契約に関わる設計、製造、調整、検査等に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、次の関係法令等の規定及び規格等を遵守するものとする。

(1) 法令等

ア 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)、有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号)、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及び電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)

イ 青森県財務規則(昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号)

ウ その他関係法令等

(2) 規格及び基準

ア 日本工業規格(JIS)

イ 日本電機工業会標準規格(JEM)

ウ 日本電気規格調査会標準規格(JEC)

エ 日本電子機械工業会標準規格(EIAJ)

オ 電気電子技術者協会(IEEE)

- カ 国際標準化機構規格 (ISO)
- キ その他の関係規格、基準及び指針等

6 提出書類

受注者は下記の書類を提出するものとする。書類の大きさは、A4判又はA3判とする。書類は日本語で記載されたものとする。

- | | |
|--|------|
| (1) 承認仕様書 (作成後速やかに) | 2部 |
| (2) 作業工程表 (契約締結後7日以内及び変更があった場合は速やかに) | 2部 |
| (3) 工場検査成績書 (検査後7日以内) | 2部 |
| (4) 青森県 (以下「県」という。)との打合せ議事録 (打合せ後7日以内) | 2部 |
| (5) 完成届 (完成後速やかに) | 1部 |
| (6) 現地検査成績書 (完成届と併せて) | 2部 |
| (7) 完成図書 (完成届と併せて) | 2部 |
| [完成仕様書、工場及び現地検査成績書、取扱説明書、施工写真集] | |
| (8) 取扱説明書 (完成検査時) | 4部 |
| (9) 耐震計算書 | 2部 |
| (10) その他県が指定する書類 | 必要部数 |

7 仕様書に関する疑義の取扱い

- (1) この仕様書は、基本的な事項のみを記載したものであり、記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足するものとする。
- (2) この仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度県と協議し、受注者の独断により行ってはならない。なお、県に協議せず受注者が一方的に解釈した場合は、受注者の負担においてこれを改めるものとする。
- (3) 前項に定める協議を行ったときは、受注者は7日以内に打合せ議事録を作成し、県に提出してその承認を受けるものとする。

8 承認仕様書

受注者は、本設備を製作するに当たって、あらかじめ本仕様書に基づき承認仕様書を作成し、提出して県の承認を受けるものとする。

なお、承認仕様書の作成に当たっては、本仕様書の内容の一部を変更することを妨げるものではないが、この場合にあつては本仕様書の内容と同等以上のものとする。

また、県又は受注者が承認仕様書の一部を変更する必要があるときは、原則として両者協議することとし、受注者はあらかじめ変更承認仕様書を提出して県の承認を受けた上で変更する。

9 関係官庁等への書類提出手続き

関係官庁等に対し許認可、届出等が必要な場合における必要な書類の作成及び手続きの一切は、受注者が県の委任又は承認を受けて行うものとする。これに係る経費は、受注者負担とする。

10 契約の履行

- (1) 受注者は、本設備を搬入するとき、及び納入場所等において放射線源を使用するときは、事前にその手順、日時等について県と協議すること。
- (2) 検収前に発生した本設備に関する事故、故障等については、受注者がその責任を負うものとする。

11 検査等

- (1) 工場検査

受注者は、本設備の現地搬入前にあらかじめ工場において作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、工場検査成績書を提出すること。また、県が必要と認めるときは、工場において本設備の検査に立ち会うことができるものとする。

(2) 中間検査

県は、受注者が本設備を据え付ける際、必要に応じて中間検査を行うことができるものとする。

(3) 現地検査

受注者は、本設備が完成したときは、速やかに作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、完成届と併せて現地検査成績書を県に提出する。

(4) 完成検査

県は、受注者から完成届の提出を受けたときは、10日以内に受注者立会の下に検査を行い、検査の結果合格と認めるときは、直ちに装置の引き渡しを受けるものとする。

12 保証

保証期間は、引渡しの日から翌年度3月末までとする。

受注者は、製造、設計、調整に起因して発生した故障、破損、変質、性能の低下等については、県の請求に基づき、受注者の負担により速やかに修理又は取替えを行うものとする。その際、故障内容、原因及び処置について、速やかに県に報告書を提出すること。ただし、県の過失又は自然災害に起因する故障については、この限りでない。

13 技術指導等

受注者は、県の職員に対して、本設備の操作及び保守管理に必要な技術指導等を行うこと。

また、簡易型電子線量計を増設した場合、増設した簡易型電子線量計の伝送データをデータ収集サーバーで収集できるようにするため、伝送データのフォーマットや収集方式等必要な情報について明らかにすること。

なお、技術指導等の場所、方法、時期等については、県と受注者が協議の上定めるものとする。

14 費用弁償等

次に定める事項に必要な経費は、すべて受注者の負担とする。

- (1) 地上携帯回線等の開設費用及び引渡までの通信費用
- (2) 引込柱等設置の費用及び引渡までの電気使用料
- (3) 検査、検収、県職員の技術指導等に要する経費（県職員の出張旅費を除く。）
- (4) 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムとの接続に際して発生した障害等の復旧に要する費用
- (5) 本事業に関して第三者に与えた損害等の補償に要する費用。なお、第三者に損害を与えたときは、速やかに県に届け出ること。
- (6) 本事業に伴い第三者が有する著作権、特許権及び実用新案等の使用に関する経費
- (7) 本事業により発生した廃棄物の処分に係る経費
- (8) その他必要な経費。

15 納入期限

納期は、平成30年3月16日までとする。

16 秘密の保持

受注者は、事業実施中に知り得た秘密及び県の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。また、他の業務に使用しないこと。守秘義務については、事業終了後においても同様とする。

第2章 一般指定事項

1 構造の条件

本設備を構成する機器は、できる限り軽量、小型化を図り、日常の操作、点検、各部機器との接続等が容易に行えらるとともに、強熱、雪、塩害及び地震に対して堅牢にして長期間の使用に耐えられる構造とし、特に必要と認めるもののほか、次の条件を満たすこと。

- (1) 点検修理及び取替えなどが必要になると予想される部品については、修理・交換が容易であり、人体に危害を及ぼさないよう製作・配置すること。
- (2) 取扱い上特に注意を要する箇所については、その旨を表示すること。
- (3) 内部各ユニットは、保守点検が容易に行えるようにすること。なお、プリント基盤はエポキシ樹脂材等堅固なものを使用すること。
- (4) 必要な部分に塗装を行うなど、耐腐食対策を施すこと。
- (5) 各機器の固定方法については、取扱説明書に明示すること。

2 温度・湿度の条件

本設備は、次の条件において安定に動作するようにすること。

- (1) 屋内に設置する機器
周囲温度：+5℃～+35℃
相対湿度：80%以内
- (2) 屋外に設置する機器
周囲温度：-10℃～+40℃
相対湿度：100%RH以下（結露無きこと）

3 電氣的条件

本設備を構成する機器は、次の条件を満たすこと。

- (1) 切換部、回転部、接続部等は、動作良好なものを使用し、繰り返しの動作において電氣的性能を著しく低下させないようにすること。
- (2) 電気回路には、誘雷等の外部からの異常電圧により機器が故障するおそれがないよう、保護回路又は保護装置を設けること。
- (3) 電源電圧が±10%範囲で変化しても安定して動作すること。
- (4) 腐食等により機能障害を生じることなく、長時間安定に動作すること。
- (5) 機器の絶縁抵抗は、半導体、コンデンサー及び分路抵抗を除き、次のとおりとする。
回路電圧：DC250V以下
絶縁抵抗：10MΩ以上（DC500Vメガー使用）
耐 圧：DC500V 1分間

4 塗装

防錆塗装・焼付塗装を行う機器及びその塗色については、事前に県と協議すること。

5 標示

各機器には、次の標示を行うこと。

- (1) 銘板を付け、品名、型式、製造年月日、製造番号、製造社名、消費電力等必要事項を明示すること。
- (2) パネル面端子、入出力端子、ユニット盤、接続箇所及び部品には、図面と対照・判別できるよう識別標示を行うこと。

第3章 機器仕様

1 概要

本設備は、原子力災害発生時において OIL の判断に資するモニタリングデータ（空間放射線量率）を連続測定し、記録するとともに、必要なデータを FOMA 通信又はこれと同等以上の通信方式により送信する。

また、データ収集サーバーによりデータを受信し、線量率のリアルタイム表示、帳票出力などを行うとともに、線量率等のデータを緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（以下、「ラミセス」という。）へ出力する。なお、ラミセスサーバーは、青森県原子力センター及び青森県環境保健センターに設置している。

本設備は、（一財）日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年度版」の「指針表 2.2-1 設備機器の設計用標準震度」に記載の耐震クラスのうち、「耐震 S クラス」を満たすこと。また、耐震計算書を作成し、記載されている値の根拠資料を添付することにより、耐震 S クラスであることを示すこと。なお、データ収集サーバーを新設する場合には、サーバーに地震対策を施すこととし、詳細については、別途県と協議すること。

2 機器構成

(1) 簡易型電子線量計

19 台

- ア 簡易型電子線量計本体
- イ データ伝送装置
- ウ 電源部
- エ 引込柱
- オ 外部記憶媒体

（1 台につき 1 個。ただし、1 個の外部記憶媒体で複数のデータ伝送装置のデータが収集可能である場合は、1 回の最大データ収集容量に応じて個数を減じることができる。詳細は別途県と協議する。）

- カ 防水筐体
- キ バッテリーユニット
- ク 設置台

(2) データ収集サーバー

青森県原子力センター及び青森県環境保健センターに設置している既設のデータ収集サーバー（仕様は 3（2）に示すとおり）に簡易型電子線量計のデータを収集可能とすること。ただし、既設のデータ収集サーバーでのデータ収集が困難である場合には、新たにデータ収集サーバー（2 台）を整備すること（仕様は 3（2）に示すとおり）。

3 機器仕様

(1) 簡易型電子線量計

- ア 簡易型電子線量計本体

検出器	半導体検出器
検出対象	60keV～1.5MeV の空間 γ (X) 線
測定範囲	0.2 μ Sv/h～10mSv/h（周辺線量当量率）
エネルギー特性	-50%～30%（60～100keV、Cs-137 基準） ±30%（100keV～1.5MeV、Cs-137 基準）
線量率特性	±20%（0.2 μ Sv/h～10mSv/h、Cs-137 基準）
方向特性	±30%（基準 0° ±60°、Cs-137 基準）
温度特性	±20%（使用温度範囲内で +20℃ を基準）
湿度特性	±20%（40%～90%RH、35℃ を基準）
測定周期	2 分間隔

- イ データ伝送装置
- 伝送方式

FOMA 回線若しくは同等以上の地上携帯回線

		<p>※設置地点において問題なく通信ができること。 平常時と緊急時の2種類の設定が可能であること。 平常時：2～1,440分の間で2分刻みで任意設定可能 ※伝送間隔の設定はデータ収集サーバーからの操作により変更可能とする。 緊急時：2分間隔</p>
	伝送間隔	
	伝送間隔切替	<p>予め設定された線量率を超過した場合、自動的に伝送間隔が2分間隔（緊急時）に切り替えられること。 また、データ収集サーバーからの操作による切替も可能であること。</p>
	伝送データ	線量率（2分値）、機器番号、日時及び警報データ
	伝送データ形式	CSV形式
	データの再送	回線に接続できなかった場合は、回線接続復旧後、未送信データを順次再送できること。
	データの保存容量	2分値で1箇月間以上のデータが保存できること。また、保存データ数を越えた場合は、古いデータに上書きすること。
	保存データ	「伝送データ」項と同じ
	GPS	電源投入時に自動取得
	時刻補正機能	1日1回GPSにより自動補正
	調整中識別機能	「調整中」スイッチが有り、点検時の照射試験データの誤伝送防止が可能であること。
ウ	電源部	
	供給電源	<p>AC100V±15V、バッテリーユニット バッテリーユニットを経由したAC100V商用電源による供給を基本とし、商用電源切断時にバッテリーユニットからの供給へ自動的に切り替わるものとする。 可能な限り消費電力を抑えること。 電源は、電柱から引き込んだ引込線から受電すること。 なお、引込線は引込柱を経由して機器と接続すること。</p>
	消費電力	
	接続	
エ	引込柱	
	高さ	電柱から引込線で受電するに足る地上高さを確保していること。
	材質等	<p>防錆加工を施すものとする。 引込柱には、必要に応じて、根巻コンクリート又は支線を施すこと。</p>
	中継用ポール	電柱と引込柱の間の距離が遠い場所については、必要に応じて中継用のポールを設置すること。
	その他	<p>引込柱に防火管体及びバッテリーユニットを設置することも可能とする。 引込線の敷設ルート上に木等の障害物がある場合には、県及び関係者と協議の上、必要に応じて木の伐採等を行うこと。 引込柱及び中継用のポールの設置については、県及び関係機関と協議を行うこと。</p>
オ	外部記憶媒体	
	外部データ保存	外部記憶媒体(USBメモリ、CFカード又はSDカード)へ「伝送データ」項と同じデータを保存できること。
カ	防水管体	
	収納機器	簡易型線量計、データ伝送装置、地上携帯端末(FOMA

	又はこれと同等の地上携帯回線に係るもの) ただし、地上携帯端末用アンテナ、スイッチ、コネクタ等、外部に設置が必要なものについては、可能な限り小さくし、必要な防水等対策を施した上で設置すること。
防塵・防水対策 構造	IP44 相当以上 検出部の測定中心が地上から 1.8m の高さに設置できること。また、開口部は施錠ができる構造とすること。
キ バッテリーユニット 使用時間 充放電コントローラ	データ伝送間隔を 2 分とした場合に 7 日間以上。 過放電防止機能、過充電防止機能及び充放電コントロール機能(バッテリーが一定レベルまで充電されると本体へ自動的に給電可能)
防塵・防水対策	IP44 相当以上の防水筐体に収納すること。 防水筐体は簡易型電子線量計に固定され、開口部は施錠ができる構造とすること。
残量表示	内蔵インジゲータによる表示
ク 設置台 仕様 面積	コンクリート製 2,000mm×2,000mm 以内
(2) データ収集サーバー	
ア ソフトウェア 収集方式 通信回線	FTP によるファイル転送 (1)イにより送信されたデータを受信するために必要な通信設備を使用。 なお、通信は n : n 通信(簡易型電子線量計 19 台 : データ収集サーバー 2 台)。
収集測定台数	簡易型電子線量計 19 台以上
収集周期	(1)イの伝送間隔に同期。
伝送間隔の変更	(1)イの伝送間隔を切り替えるための信号を全ての簡易型電子線量計に一斉に発信。
収集データ 処理内容	(1)イの「伝送データ」項と同じ リアルタイム表示(線量率、表示更新は伝送間隔による) レポート表示(日報、月報、年報及び任意期間(2 分単位で設定可能)報) トレンド表示 マップ表示(地図上に線量率データを表示)
印刷内容	CSV ファイル出力
外部出力	測定結果一覧、レポート、トレンドグラフ、マップ
データ保存	CSV 形式 (FTP-PUT) 収集データを 2 年以上データベースに蓄積すること。 また、データベースに蓄積した過去のデータを外部記憶媒体に保存。
ラミセスへの出力	線量率等のデータをラミセスへ出力する機能を有する。なお、データ収集サーバを新設する場合には、データ出力に必要な LAN ケーブル、ファイアウォール等は本業務の受注者が整備すること。

イ	ハードウェア	
	OS	Windows7 professional 64bit 相当以上
	CPU	Core i5 2.2GHz 相当以上
	メモリ	8GB 以上
	HDD	RAID1 とし、HDD 1 台の容量は 250GB 以上とすること。
	耐久性	24 時間連続稼働対応（高耐久性）
	ポート	LAN ポート及び(1)オの外部記憶媒体を読み込むためのポートを有する。
	その他	ホットスワップ対応。
ウ	無停電電源装置	
	定格電圧	100V 及びデータ収集サーバーの電圧に対応。
	運転方式	商用同期常時インバータ給電方式
	保持容量	停電時、データ収集サーバーの電源を 5 分間以上保持するのに十分な給電能力を有する。

簡易型電子線量計設置地点一覧表

地 点 名		住 所
むつ市	旧中野沢小学校	むつ市中野沢字上山道 8-25
	旧城ヶ沢小学校	むつ市城ヶ沢字畑下丁塚 1
	旧角違小学校	むつ市城ヶ沢字流道 14-60
	袈川地区公民館	むつ市川内町袈川 103-80
	第 2 石蔵平集会所	むつ市奥内字二又道 60-3
	今泉石蔵集会所	むつ市奥内今泉 109-2
	旧金谷沢小学校	むつ市奥内字金谷沢 1-28
	大曲コミュニティーセンター	むつ市大曲 2-1-1
	田名部川潮止堰管理所	むつ市若松町 79-8
	大平小学校	むつ市大平町 8-6
	上町児童公園	むつ市大湊上町 5
	斗南丘酪農農業協同組合	むつ市田名部内田 42-600
	むつ市役所	むつ市中央町 1 丁目 320-4
	樺山集会所	むつ市田名部字前川目地内
	旧烏沢小学校	むつ市関根字安畑 49-1
	旧関根橋小学校	むつ市大畑町正津川大畑道 31-4
大畑中学校	むつ市大畑町兎沢 17-7	
むつ市墓地公園	むつ市 田名部二又川目 41-70	
六ヶ所村	国道 338 号現道と尾駸バイパス南側交差点	六ヶ所村鷹架字道ノ下 29-231

データ収集サーバー設置地点一覧表

地 点 名	住 所
青森県原子力センター	六ヶ所村大字倉内字笹崎 400-1
青森県環境保健センター	青森市東造道 1-1-1

物 品 売 買 契 約 書 (案)

受注者

青森市長島一丁目 1 番 1 号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第 1 条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- (1) 名 称 簡易型電子線量計システム
- (2) 形式・規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 1 式
- (4) 金 額 ¥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥. ）

（契約保証金）

第 2 条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第 2 条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第 3 条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成 3 0 年 3 月 1 6 日
- (2) 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第 1 項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第 4 条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができな
いと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金
は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の
100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合
において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数がある
ときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金
又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)
若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額
を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事
項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者
とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、
各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)